パブリックコメント募集案件概要書

【案件名：つくば市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例（案）】

つくば市議会局議会総務課

○ 計画等を必要とする背景・提案に至るまでの経緯

個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和８年法律第 56 号）の施行による法定刑の引上げ等に鑑み、所要の改正を行うものです。

○ 他の自治体の類似する計画等の事例

法改正に伴う全国一律の制度変更であるため、各地方議会にて同様の改正が行われる見込みです。

○ 関係法令、条例等

個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和８年法律第 56 号）

○ 計画等の実施により予測される影響及び効果（算出できるものはコストを含む。）

なし

パブリックコメント資料

つくば市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例（案）の概要

1　改正の趣旨

個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律(令和８年法律第 56 号)の施行による法定刑の引上げ等に鑑み、所要の改正を行うものです。

2　改正の概要

（１）　保有個人情報の不正提供等に係る罰則（第 54 条）

ア　罰則の対象行為の追加

「損害を加える目的」に基づく提供行為を追加します。

イ　罰則の引上げ

「１年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金」を「２年以下の拘禁刑又は 100 万円以下の罰金」とします。

（２）　その他（第 27 条第２項及び第 57 条）

所要の規定の整備をします。

3　施行期日

令和９年（2027 年）１月 17 日

4　今後の予定

令和８年（2026 年）11 月 20 日から 12 月 14 日までパブリックコメント実施

令和８年（2026 年）12 月中旬パブリックコメント結果の公表

令和９年（2027 年）１月 17 日条例施行